

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3303号)

令和8年1月28日

横情審答申第3303号
令和8年1月28日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年5月10日教生文第337号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「出張命令簿 但し、令和6年3月17日神奈川県立歴史博物館で行われた
「村に残る日記から何がわかるか—地方から見る近世・近代産業の転換—」
の講演会に出席した学芸委員その他の者」の不開示決定に対する審査請求に
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「出張命令簿 但し、令和6年3月17日神奈川県立歴史博物館で行われた「村に残る日記から何がわかるか—地方から見る近世・近代産業の転換—」の講演会に出席した学芸委員その他の者」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年4月4日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

実施機関には学芸員が在籍していないため、本件審査請求文書は保有していない。

また、横浜市歴史博物館は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市歴史博物館条例（平成6年3月横浜市条例第8号）第5条により、指定管理者である公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団（以下「歴史財団」という。）が管理している。当該博物館には、歴史財団の職員である学芸員が在籍しているが、指定管理者の出張命令簿については、実施機関で作成するものではなく、また指定管理者から報告を受けるものでもないため、本件審査請求文書は保有していないことから、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、審査請求人が請求した出張命令簿の開示を求める。

- (2) 本件処分の通知書には出張費用の支払義務者が誰かについて一切の記載がない。審査請求人の権利を侵害した違法な記載である。
- (3) 横浜市は当該出張に対し旅費・日当等を支払う義務があり、支払ったものであるから、出張命令簿の所有権は実施機関に移転しており、保有していないという説明は虚偽である。
- (4) 本件処分の通知書には、当該博物館に横浜市職員が何人派遣されているかの記載がなく、要件を充たしていない。
- (5) 「保有する文書」とは、電子システムの記録や原本から一部を写した文書など新たに作成された文書を含む。
- (6) 処分庁が学芸員を一切雇用していないとは主張していないため、審査請求人は、派遣等で流動的に動く学芸員及び文化財政策を担う職務遂行者が存在すると主張する。本件処分で決定されていない性質のものである。ましてや審査請求人は学芸員に特定及び限定していない。よって学芸員の在籍の有無に依拠した回答書の内容は偽りである。
- (7) 実施機関は「指定管理者から報告を受けるものでもない」と主張するが、横浜市は人件費等を全て支払う関係にあったのだから、歴史博物館の資金、学芸員及び活動内容を監視する義務及び報告書の提出を請求する権利がある。

5 審査会の判断

(1) 出張に係る事務手続について

横浜市では、職員が出張するときは、出張を命ずる決裁文書に出張先、出張用件、出張期間等を記入して決裁を受けることとされており、通常は、庶務事務システムを利用し電子申請を行う。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和6年3月17日神奈川県立歴史博物館で行われた「村に残る日記から何がわかるか—地方から見る近世・近代産業の転換—」の講演会（以下「本件講演会」という。）に出席した学芸員その他の者の出張命令簿であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は本件開示請求において、令和6年3月29日に教育委員会事務局総務課が審査請求人に確認した内容から、本件講演会出席者は学芸員に限るとして本件処分を行っている。一方、審査請求人は審査請求書及び反論書において、学芸

員に限定していないと主張している。

イ そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求書の記載では請求の対象となる人数が多いことから請求者の意図を確認する趣旨で、電話にて請求の対象者を学芸員に限る旨確認し、開示請求書に補記した。そのため、学芸員でない教育委員会事務局職員等は請求の対象外と判断し、出張の実績について確認していない。

(イ) 学芸員については、実施機関において学芸員として雇用されている者はいないことが確認された。

(ウ) 歴史財団については、一つの法人として成り立ち経営管理を行っている。また、横浜市事務職職員が1名派遣されているが、業務上の必要により出張する場合には派遣先の関係規定を適用し、旅費等を派遣先が支給する。

よって、仮に派遣されている職員が本件講演会に参加していたとしても、横浜市職員として参加したものではないため、実施機関において出張命令簿の提出を求める事はない。

(エ) したがって、実施機関において、本件審査請求文書は保有していない。

(オ) なお、本件審査請求を受け、改めて教育長、教育委員、教育委員会事務局職員及び教職員について当時の出張命令簿を確認したところ、本件講演会へ出張した者はいなかった。

(カ) また、歴史財団は横浜市の出資法人の一つであり、条例第32条第1項に基づき、当該出資法人が公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団の保有する情報の公開に関する規則（平成12年6月23日制定）を策定し、独自に情報公開を行っている。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 上記イ(イ)及び(ウ)について、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(イ) 一方、横浜市の情報公開事務マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、開示請求書の補正を求める場合は形式上の不備のほかに、請求内容が不明確な場合や文書の特定が困難な場合としている。

本件において、開示請求書には「学芸委員その他の者」と記載があり、備考欄に「教育委員会、教育委員、一般教員からの出席者」との記載もあることから、請求内容が明確に記されており、特定が困難な場合であるとはいえない。

したがって、実施機関が本件開示請求の範囲を学芸員のみとして狭めて解釈したために、教育委員会事務局職員等の出張の有無を検証することなく、本件開示請求の対象者を学芸員と限定した結果文書が存在しないとして本件処分を行ったことはマニュアルの趣旨に合致するものとはいえず、実施機関の対応は不適切であった。

(ウ) 本来は学芸員以外の教育委員会事務局職員等の出張命令簿を含め特定すべきだったが、上記イ(オ)のとおり出張の実績がなかったことを受け、当審査会としては、実施機関が文書不存在として本件処分を行ったことは結論において妥当であると判断せざるを得ない。

(4) 付言

実施機関においては、今後、開示請求の対象となる行政文書の特定に当たり開示請求者と調整の上絞り込みを行う際には、マニュアルに定められた手続に従い、より慎重に行うよう留意されたい。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令 和 6 年 5 月 10 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 6 月 21 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 22 日 (第402回第一部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 21 日 (第403回第一部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 24 日 (第404回第一部会)	・審議